

所得税法等の一部を改正する法律案

所得税法等の一部を改正する法律

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一百八十条」を「第一百八十条の二」に改める。

第二条第一項第三十号を削り、同項第三十一号中「で老年者に該当しないもの」を削り、同号文中「合計所得金額」を「第七十条（純損失の繰越控除）及び第七十一条（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合における第二十二条（課税標準）に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（以下この条において「合計所得金額」という。）」に改め、同号を同項第三十号とし、同項第三十一号の二中「であつて、老年者に該当しないもの」を削り、同号を同項第三十一号とする。

第三十五条第四項中「百四十万円（その居住者が年齢六十五歳未満である場合には、七十万円）に満たないときは、百四十万円（その居住者が年齢六十五歳未満である場合には、七十万円）」を「七十万円に満たないときは、七十万円」に改め、同項第一号を次のように改める。

第三十五条第五項を削る。

第八十条を次のように改める。

第八十条 削除

第八十五条第一項中「又は第八十条から第八十二条まで（老年者控除等）」を「第八十一条（寡婦（寡夫）控除）又は第八十二条（勤労学生控除）」に改め、「老年者」を削り、「第二条第一項第三十
一号イ又は第三十一号の二」を「第二条第一項第三十号イ又は第三十一号」に改める。

第八十七条第一項中「老年者控除」を削る。

第九十二条第一項中「係るもの」の下に「（外国法人の国内にある営業所、事務所その他これらに準ず
るものに信託された証券投資信託若しくは特定投資信託の収益の分配又は特定目的信託の収益の分配に係
るものを除く。）」を加える。

第一百二十二条第一項（第二号口中「老年者控除の額」）を削る。

第一百六十二条第四号口を次のように改める。

口 国内にある営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この編において「営業所」とい

う。）に預け入れられた預貯金の利子

第一百六十一条第五号を次のように改める。

五 第二十四条第一項（配当所得）に規定する配当等のうち次に掲げるもの

イ 内国法人から受ける利益の配当、剰余金の分配（出資に係るものに限る。）又は基金利息（保険

業法第五十五条第一項（基金利息の支払等の制限）に規定する基金利息をいう。）

ロ 国内にある営業所に信託された投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）又は特定目的信託の収益の分配

第一百六十五条中「第七十九条から第八十五条まで（障害者控除等）」を「第七十九条（障害者控除）、第八十一条から第八十五条まで（寡婦（寡夫）控除等）」に改める。

第一百六十九条第三号中「十二万円（その非居住者が年齢六十五歳未満である場合には、六万円）」を「六万円」に改める。

第一百八十条第一項中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、「定めるところにより」の下に「、当該支払を受けるものが」を加え、「その支払を受ける」を「その支払を受けることとなる」に、「提

出した」を「提示した」に改め、同項第一号中「第一百六十一条第二号、第三号」を「第一百六十一条第一号の一から第三号まで」に改め、「掲げる国内源泉所得」の下に「（同条第一号の一に規定する対価にあつては、第十三条第一項ただし書（信託財産に係る収入及び支出の帰属）に規定する信託で国内にある営業所に信託されたものの信託財産に帰せられるものに係るものに限る。）」を加え、同項第二号及び第三号中「掲げる国内源泉所得」を「定める国内源泉所得」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「なつた日後」を「なつた日以後」に、「提出先」を「提示先」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 所轄税務署長は、第一項各号に掲げる法人で同項に規定する証明書の交付を受けたものが、その交付を受けた後、同項に規定する要件に該当しないこととなり、又は当該各号に規定する外国法人に該当しないこととなつたと認める場合には、当該証明書の交付を受けたものに対し、書面によりその旨を通知するものとする。

第一百八十條に次の三項を加える。

4 前項の場合において、同項に規定する通知を受けた者は、当該通知を受けた日以後遅滞なく、第一項に規定する証明書の提示先に当該通知を受けた旨を通知しなければならない。

5 所轄税務署長は、第一項の規定による届出があつた場合又は第二項の規定により通知をした場合には、財務省令で定めるところにより、当該届出をした者又は当該通知を受けた者の名称その他の財務省令で定める事項を公示するものとする。

6 第一項に規定する証明書は、次に掲げる場合には、その効力を失う。

一 当該証明書につき所轄税務署長が定めた有効期限を経過したとき。

二 前項の規定による公示があつたとき。

第三編第三章第二節中第百八十条の次に次の一条を加える。

(信託財産に係る利子等の課税の特例)

第一百八十二条 第七条第一項第五号（外国法人の課税所得の範囲）、第一百七八条（外国法人に係る所得税の課税標準）及び第一百七十九条（外国法人に係る所得税の税率）の規定は、外国法人である信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を當む同項に規定する金融機関を含む。次項において同じ。）が、第一百七十六条第一項各号（信託財産に係る利子等の課税の特例）に掲げる信託で国内にある営業所に信託されたものの信託財産に屬す

る公社債等（同項に規定する公社債等をいう。以下この項において同じ。）につき第百六十一條第四号（同号口を除く。）又は第五号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得の支払をする者の備え付ける帳簿に、当該公社債等が当該信託財産に属する旨その他財務省令で定める事項の登載を受けている場合は、当該公社債等についてその登載を受けている期間内に支払われる当該国内源泉所得については、適用しない。

2 外国法人である信託会社がその受けた合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託（第百七十六条第二項に規定する特定投資信託以外の投資信託をいう。以下この条において同じ。）で国内にある営業所に信託されたものの信託財産について納付した所得税（外国の法令により課される所得税に相当する税で同項に規定する政令で定めるものを含む。次項において同じ。）の額は、政令で定めるところにより、当該合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託の収益の分配に係る所得税の額から控除する。

3 前項の規定により控除すべき合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託の信託財産について納付した所得税の額は、当該合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託の収益の分配の額の計算上、当

該収益の分配の額に加算する。

第一百八十七条中「老年者」を削る。

第一百九十条第二号ハ中「障害者、老年者」を「障害者」に、「第七十九条から第八十三条まで（障害者控除等）」を「第七十九条（障害者控除）、第八十一条から第八十三条まで（寡婦（寡夫）控除等）」に改め、「老年者控除の額」を削る。

第一百九十四条第一項第一号中「老年者」を削る。

第一百九十五条第一項中「老年者控除の額」を削る。

第一百三十三条第一号イ中「十万円（その居住者が年齢六十五歳未満である場合には、六万五千円）」を「六万五千円」に、「十五万円（その居住者が年齢六十五歳未満である場合には、九万円）」を「九万円」に改め、同号ロを削り、同号ハを同号ロとし、同号ニ中「六万五千円」を「三万一千五百円」に、「七万二千五百円」を「四万円」に改め、同号ニを同号ハとし、同号ホを同号ニとし、同号ヘを同号ホとする。

第一百三条の五第一項第一号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老年者」を削る。

第一百三条の六中「規定する公的年金等」の下に「（政令で定めるものを除ぐ。）」を加える。

第一百二十二条第一項中「特例)」の下に「又は第二百八十一条の二第一項（信託財産に係る利子等の課税の特例)」を加える。

第一百三十三条第一項第一号イ中「十二万円（その支払を受けた非居住者が年齢六十五歳未満である場合には、六万円）」を「六万円」に改める。

第一百四十四条第一項中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、「定めるところにより」の下に「当該支払を受けるものが」を加え、「その支払を受ける」を「その支払を受けることとなる」に、「提出した」を「提示した」に改め、同項第二号及び第三号中「掲げる国内源泉所得」を「定める国内源泉所得」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「なつた日後」を「なつた日以後」に、「提出先」を「提示先」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　納税地の所轄税務署長は、第一項各号に掲げる者で同項に規定する証明書の交付を受けたものが、その交付を受けた後、同項に規定する要件に該当しないこととなり、又は当該各号に規定する非居住者に該当しないこととなつたと認める場合には、当該証明書の交付を受けたものに対し、書面によりその旨を通知するものとする。

第二百四十四条に次の二項を加える。

4 前項の場合において、同項に規定する通知を受けた者は、当該通知を受けた日以後遅滞なく、第一項に規定する証明書の提示先に当該通知を受けた旨を通知しなければならない。

5 納税地の所轄税務署長は、第二項の規定による届出があつた場合又は第三項の規定により通知をした場合には、財務省令で定めるところにより、当該届出をした者又は当該通知を受けた者の氏名その他の財務省令で定める事項を公示するものとする。

6 第一項に規定する証明書は、次に掲げる場合には、その効力を失う。

一 当該証明書につき納税地の所轄税務署長が定めた有効期限を経過したとき。

二 前項の規定による公示があつたとき。

第二百二十四条の三の次に次の二条を加える。

(信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知)

第二百二十四条の四 信託（合同運用信託、投資信託、特定目的信託又は法人税法第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付

年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約、国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法第百二十八条第三項（基金の業務）若しくは第百三十七条の十五第四項（連合会の業務）に規定する契約若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるものに係る信託を除く。）の受益権（以下この条において「信託受益権」という。）の譲渡をした者（法人税法別表第一（公共法人の表）に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。）で国内において次の各号に掲げる者からその信託受益権の譲渡の対価の支払を受けるものは、政令で定めるところにより、その支払を受けるべき時までに、その者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所とする。以下この条において同じ。）を当該各号に掲げる者（以下この条において「支払者」という。）に告知しなければならない。この場合において、その支払を受ける者は、政令で定めるところにより、当該支払者にその者の住民票の写し、法人の登記簿の抄本その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該支払者は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならないものとする。

一 その信託受益権の譲渡を受けた法人（次号に掲げる者及びその者を通じてその譲渡を受けたものを除く。）

二 その信託受益権の譲渡を受け、又はその譲渡について売委託を受けた信託業法（平成十六年法律第号）第二条第十一項（定義）に規定する信託受益権販売業者（同法第百五条第二項（信託会社等の信託受益権販売業を営む場合の準用）（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第四条第三項（信託業務を営む金融機関の信託受益権販売業を営む場合の準用）において準用する場合を含む。）の規定により信託受益権販売業者とみなされる者を含む。）

第二百二十五条第一項第十号中「前条第二項」を「第二百二十四条の三第二項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）」に改め、同項第十一号中「前条第三項」を「第二百二十四条の三第三項」に改め、同項に次の一号を加える。

十二 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し国内において前条に規定する信託受益権の譲渡の対価の支払をする同条各号に掲げる者

第二百四十二条第二号中「及び第一百八十条第二項」を「第一百八十条第二項」に改め、「しなかつた

者」の下に「及び第百八十条第四項又は第二百十四条第四項の規定による通知をしなかつた者」を加える。

別表第二の備考(一)(4)、別表第三の備考(一)(4)及び別表第四の備考(二)中「該年数」を削る。

(法人税法の一部改正)

第二条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

「第三章 退職年金等積立金に対する法人税

目次中「第十条の二」を「第十条の三」に、

第一節 課税標準及びその計算（第一百四十五条の二・

第二節 税額の計算（第一百四十五条の四）

第三節 申告及び納付（第一百四十五条の五）

「第二章の二 特定信託の各計算期間の所得に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算（第一百四十五条の二・第一百四十五条の三）

第二節 税額の計算（第一百四十五条の四－第一百四十五条の七）

第一百四十五条の三)

第三節 申告、納付、還付等（第一百四十五条の八）

を

第三章 退職年金等積立金に対する法人税

」 第一節 課税標準及びその計算（第百四十五条の九・第百四十五条の十）

第二節 税額の計算（第百四十五条の十一）

第三節 申告及び納付（第百四十五条の十二）

に改める。

第二条第十七号ニ中「資産(ニ)」を「資産(①)」に、「負債(ニ)」を「負債(②)」に、「当該移転資産の帳簿価額から当該移転負債の帳簿価額及び当該適格合併に係る第十八号ニ又は第十八号の二ヘに掲げる金額」を「(1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額」に改め、同号ニに次のように加える。

- (1) 当該移転資産の帳簿価額（当該適格合併に基因して第十八号ヘ又は第十八号の二チに掲げる金額が生ずる場合には、当該金額に相当する金額を含む。）
- (2) 当該移転負債の帳簿価額及び当該適格合併に係る第十八号ニ又は第十八号の二ヘに掲げる金額

第二条第十七号ホ中「資産(ホ)」を「資産(①)」に、「負債(ホ)」を「負債(②)」に、「当該移転資産の帳簿価額から当該移転負債の帳簿価額及び当該適格分割型分割に係る第十八号ホ又は第十八号の二トに掲げる金額」を「(1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額」に改め、同号ホに次のように加える。

- (1) 当該移転資産の帳簿価額（当該適格分割型分割に基因して第十八号へ又は第十八号の二チに掲げる金額が生ずる場合には、当該金額に相当する金額のうち当該分割法人が有していた他の連結法人の株式で当該適格分割型分割により移転をするものに対応する部分の金額を含む。）
- (2) 当該移転負債の帳簿価額及び当該適格分割型分割に係る第十八号亦又は第十八号の二トに掲げる金額

第二条第十七号レ中「帳簿価額から」を「帳簿価額（当該適格分割型分割に基因して第十八号へに掲げる金額が生ずる場合には、当該金額に相当する金額のうち当該分割法人が有していた他の連結法人の株式で当該適格分割型分割により移転をするものに対応する部分の金額を含む。）から」に、「第十八号タ」を「同号タ」に改め、同条第三十一号の四中「中間申告」の下に「（第一百四十五条の八（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）」を加え、同条第三十二号中「確定申告」の下に「（第一百四十五条の八において準用する場合を含む。）」を加え、同条第三十三号及び第三十四号中「第一百四十五条の五」を「第一百四十五条の十二」に改め、同条第四十一号中「係る中間申告による納付」の下に「（第一百四十五条の八において準用する場合を含む。）」を加える。

第四条第二項を次のように改める。

2 外国法人は、第一百三十八条（国内源泉所得）に規定する国内源泉所得を有するとき（外国法人である公益法人等又は人格のない社団等にあつては、当該国内源泉所得で収益事業から生ずるもの）を有するときに限る。）、特定信託の引受けを行うとき又は第一百四十五条の十（外国法人に係る退職年金等積立金の額の計算）に規定する退職年金業務等を行うときは、この法律により、法人税を納める義務がある。

第十条の二中「第一百四十五条の三」を「第一百四十五条の十」に改め、「範囲」の下に「及び前条」を加え、第一編第三章中同条を第十条の三とし、第十条の次に次の一条を加える。

（特定信託の受託者である外国法人の特定信託に係る所得の課税）

第十条の二 特定信託の受託者である外国法人に対しては、第九条（外国法人の課税所得の範囲）の規定により課する法人税のほか、各特定信託の各計算期間の所得について、各特定信託の各計算期間の所得に対する法人税を課する。

第十五条の三第四項中「内国法人」を「法人」に改める。

第二十三条第一項中「受けるもの」を「受ける第一号に掲げるもの」に改める。

第三十一条第五項を次のように改める。

5 前項の場合において、内国法人の有する減価償却資産（適格合併により被合併法人から移転を受けた減価償却資産、第六十一条の十一第一項（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）の規定の適用を受けた同項各号列記以外の部分に規定する時価評価資産に該当する減価償却資産その他の政令で定める減価償却資産に限る。）につきその価額として帳簿に記載された金額として政令で定める金額が当該移転の直前に当該被合併法人の帳簿に記載されていた金額、同条第一項の規定の適用を受けた直後の帳簿価額その他の政令で定める金額に満たない場合には、当該満たない部分の金額は、政令で定める事業年度前の各事業年度の損金経理額とみなす。

第三十二条第四項中「及び第七項」を削り、同条第七項を次のように改める。

7 前項の場合において、内国法人の繰延資産（適格合併により被合併法人から引継ぎを受けた繰延資産、第六十一条の十一第一項（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）の規定の適用を受けた同項各号列記以外の部分に規定する時価評価資産に該当する繰延資産その他の政令で定める繰延資産に限る。）につきその価額として帳簿に記載されていた金額として政令で定める金額が当該引継ぎの直前に

当該被合併法人の帳簿に記載されていた金額、同条第一項の規定の適用を受けた直後の帳簿価額その他
の政令で定める金額に満たない場合には、当該満たない部分の金額は、政令で定める事業年度前の各事
業年度の損金経理額とみなす。

第五十七条第一項中「五年」を「七年」に改め、同条第二項中「五年以内」を「七年以内」に、「前五
年内事業年度」を「前七年内事業年度」に改め、同条第三項中「前五年内事業年度」を「前七年内事業年
度」に改め、同条第五項中「前五年内事業年度」を「前七年内事業年度」に、「五年以内」を「七年以
内」に改め、同条第六項中「五年」を「七年」に改め、同条第七項中「五年以内」を「七年以内」に、
「前五年内事業年度」を「前七年内事業年度」に改め、同条第八項中「前五年内事業年度」を「前七年内
事業年度」に改め、同条第九項第一号中「属する事業年度」の下に「以後の各事業年度」を加え、「当該
事業年度」を「当該前日の属する事業年度」に改める。

第五十八条第一項中「五年」を「七年」に改め、同条第二項中「五年以内」を「七年以内」に、「前五
年内事業年度」を「前七年内事業年度」に改め、同条第四項第一号中「属する事業年度」の下に「以後の
各事業年度」を加え、「当該事業年度」を「当該前日の属する事業年度」に改める。

第六十一条の九第一項中「又は選定した方法により換算しなかつた場合」を削る。

第六十二条の二第一項中「帳簿価額」の下に「(当該適格合併に基因して第二条第十八号へ(定義)に規定する事由に該当することとなつた場合には同号へに掲げる金額に相当する金額を、当該適格分割型分割に基因して同号へに規定する事由に該当することとなつた場合には同号へに掲げる金額に相当する金額を、当該適格分割型分のうち当該内国法人が有していた他の連結法人の株式で当該適格分割型分割により移転をするものに対応する部分の金額を含む。)」を加え、「同条第一項後段」を「前条第一項後段」に改め、「(定義)」を削る。

第八十一条の九第一項、第二項及び第四項中「五年以内」を「七年以内」に改める。

第八十二条の十九第三項中「連結確定法人税額に当該連結子法人」の下に「(当該連結完全支配関係がある連結法人との間で自己)を被合併法人とする合併を行つたものを除く。)」を加え、「(当該金額が零を下回る場合には、零)」を削り、同条第四項中「当該期間内」を「これらの期間内」に改め、「(開始の日の」との下に「各事業年度(その月数」とあるのは「各事業年度(当該前連結事業年度において行つた連結法人間合併(連結法人を合併法人とし、当該連結法人との間に連結完全支配関係を有する連

結子法人を被合併法人とする合併をいう。以下この項において同じ。)に係る被合併法人の当該連結法人間合併の日の前日の属する事業年度以外の各事業年度にあつては、その月数」とを加え、「属する事業年度若しくは」を「属する事業年度又は」に、「適格合併の日」を「適格合併の日の」に、「)若しくは合併(連結法人を合併法人とし、当該連結法人との間に連結完全支配関係を有する連結子法人を被合併法人とするものに限る。)の日」を「次号において同じ。)又は連結法人間合併の日の」に、「と読み替える」を「と、「その適格合併の日から」とあるのは「適格合併又は連結法人間合併の日から」と読み替える」に改め、同条第六項第二号中「(当該金額が零を下回る場合には、零)」を削り、同条に次の一項を加える。

8 第一項の申告書に記載すべき同項第一号に掲げる金額につき第二項から第六項までの規定のうちいずれか二以上の規定の適用を受ける場合における当該金額の計算その他第二項から第六項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十二条の五第五項中「第二項」を「第一項」に、「第一項及び」を「同項及び」に改める。

第八十二条の十七第一項中「内国法人である」を削り、「をした内国法人」を「をした当該特定信託の

受託者」に改め、同条第二項中「である内国法人」を削り、「をした内国法人」を「をした当該特定信託の受託者」に改め、同条第五項中「である内国法人」を削る。

第九十三条第二項第一号中「場合には、連結個別利益積立金額」を「場合には連結個別利益積立金額とし、その解散に基因して第二条第十八号へ又は第十八号の二チ（定義）に掲げる金額が生ずる場合には当該金額を含む。」に改め、同項第二号中「内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。）から」を削り、同項第三号中「（定義）」を削る。

第一百三十八条第四号口及びハを次のように改める。

口 国内にある営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この条において「営業所」といいう。）に預け入れられた所得税法第二条第一項第十号に規定する預貯金の利子

ハ 国内にある営業所に信託された合同運用信託、公社債投資信託又は公募公社債等運用投資信託（所得税法第二条第一項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託をいう。次号口において同じ。）の収益の分配

第一百三十八条第五号を次のように改める。